

令和7年度 第3回 公共調達監視委員会 議事録

日時 令和8年2月9日(月) 14:00～
会場 鹿児島合同庁舎3階 第2会議室
出席委員 (敬称略)
畑井 清隆(大学教授)
大脇 通孝(弁護士)
森 征一郎(税理士)

1 開会

2 総務課長あいさつ

3 委員長選出

畑井委員を委員長に選出

4 審査等

審査案件について、事務局の会計第一係長及び第二係長が公共調達監視委員会審査調書等により説明を行った。

説明終了後に委員からなされた質問、意見及びこれらに対する事務局の回答は以下のとおりである。

以下、質疑応答

<物品・役務等>

【競争入札：整理番号1】

年度後半における集中的な就職面接会事業委託

(委員) 落札業者はもともと広告関係の会社であり、本案件とは業種が違うようだが、問題ないか。

(担当) 落札業者は複数事業を展開している会社である。本件は就職面接会の運営等を委託する契約であることから、問題ないと思われる。

【競争入札：整理番号2】

令和8～11年度 鹿児島労働局の業務用自動車賃貸借業務一式

(委員) 総合評価であるが、予定価格の範囲内で環境性能が良いものを選んでいくことでよいか。

(担当) 認識の通りである。

(委員) 入札者が2者と少ないが何か制約があるのか。県外の業者にも公表しているのか。

(担当) 政府全体の入札システムから県外の業者も閲覧できる仕組みになっている。今回は入札者以外の業者からも質問等があったが、実際に入札に参加したのは2者であった。入札者が少ない理由はわからないが、総合評価方式が障壁になっているようであれば、業者にきちんと説明するなどの対応を図りたい。

(委員) どういう基準で総合評価としているのか。業者にとって分かりづらいのではないか。

(担当) 本省から示される「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律」に基づき、対象となる事案については総合評価方式を採用している。分かりづらいということで応札を控える業者には説明するなどの対応を図りたい。

(委員) 本体は自動車の賃貸借に係る契約であるにもかかわらず、参加資格に「物品の製造・販売」が含まれているのは何故か。また、本来B等級だが、A・C等級を入れる理由は何か。

(担当) 等級については、門戸を広く設ける目的で設定している。また、参加資格についても同様の理由で設定し始めたもので、現在も踏襲している状況である。参加資格については、今一度見直して検討することとしたい。

【競争入札：整理番号3】

鹿児島合同庁舎2階総務課・健康安全課・監督課・賃金室 什器購入及びレイアウト変更

(委員) 1者が入札不参となっているが、その理由は確認しているのか。

(担当) 入札参加資格の申込み後、日程が合わなかったため入札書の提出には至らなかったと確認している。

(委員) 入札に参加した建設会社は、鹿児島県内の業者か。

(担当) 県内の業者である。

(委員) 参加資格がB・C・D等級となっているが、予定価格上は何等級か。また、参加資格を当該等級としているのは何故か。何か基準があるのか。

(担当) C等級である。特段の基準はない。鹿児島労働局として慣例的に設定しているものである。門戸を広げる意味でB、C、D等級での参加を認めているところである。

(委員) 参加資格を「物品の販売」に限定しているが、レイアウト変更業務は「役務の提供」に該当するのではないか。

(担当) ご指摘のとおりである。「物品の販売」及び「役務の提供」とすべきであり、今後の案件では適切に対応したい。

【競争入札：整理番号4】

鹿児島障害者職業能力開発校 自動火災報知設備更新

(委員) 1回目は不落とのことだが、予定価格は公表しているのか。

(担当) 今回は2者とも電子参加であったため「〇〇時までには再度入札書を提出する

こと」と電話連絡した。予定価格については、再度入札時も変更しないため触れていない。

(委員)「近い金額であった」など、金額に関することは伝えているのか。

(担当)担当が電話連絡を行っているが、この段階では、金額に関する情報は一切伝えていない。

(委員)落札業者は東京の大企業で、もう1者は地元の会社である。両者の規模に差がありすぎて、2回目は応札しにくかった可能性もある。落札業者はA等級、もう1者はC等級であり、アンバランスに見える。予定価格上はC等級の案件であるため、A等級の会社の参加を認めるのであれば、相応の理由を記載した方がよい。

(担当)今回は特殊な設備の交換であり、対応可能な業者が限られると判断したため、A等級も含めた。声掛けや業者調査については、更に注力できた余地がある。

(委員)整理番号3と同様だが、「物品の販売」および「役務の提供」とすべきではないか。

(担当)ご指摘のとおりである。今後の案件ではきちんと精査することとする。

【随意契約：整理番号1】

地域雇用活性化推進事業（令和7年度・8年度・9年度）

(委員)薩摩國雇用創造協議会は前回（令和4～6年度）から引き続きの契約となっているが、当該協議会は地域雇用活性化推進事業を始めるときに設立されたのか。

(担当)本案件は今回2回目の契約になる。1回目の時に当該協議会は設立されたものである。

5 案件の承認

全案件について、委員からの異議はなく、すべて承認された。

6 閉会